H R 2 0 - 2 9 2 B 令和2年12月25日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区丸の内一丁目 6番 6 号株式会社日立製作所 執行役社長 東原 敏昭

株式会社日立製作所 王禅寺センタ 日立教育訓練用原子炉に係る保安規定変更認可申請書 の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項に基づき、令和2年9月28日付でHR20-175Bをもって変更認可申請した、株式会社日立製作所王禅寺センタ日立教育訓練用原子炉に係る保安規定変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

記

- 1. 補正の理由
 - (1) 経営責任者を事業所の長とする変更
 - (2) 申請内容の取り下げ
 - (3) 記載の適正化
- 補正の内容 別紙の通り

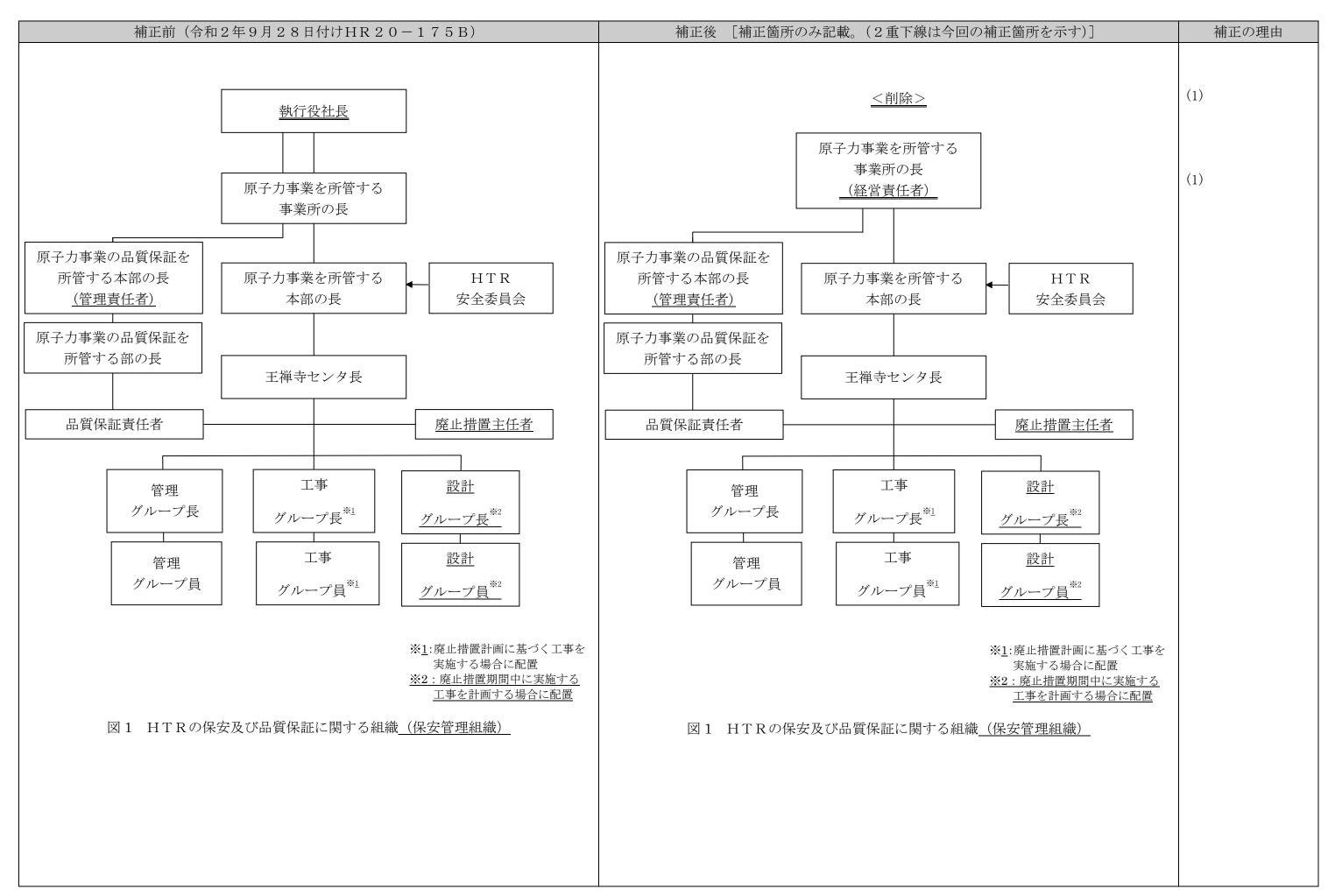
別紙

補正前(令和2年9月28日付けHR20-175B)	補正後 「補正箇所のみ記載。(2重下線は今回の補正箇所を示す)]	補正の理由
(職務)	(職務)	州エグ建田
	(^{(収)(5)}	
		(1)
う。)における <u>代表者としてHTR施設等に係る保安及び品質保証の最終的な経営責</u>	f_{o}) における $\Pi \Pi \Pi$ 配放等の成直有 C のる伝入の自住を代表する。	
<u>任を負う。</u> 2 原子力事業を所管する事業所の長(HTR保安管理要領に定める者をいい、以下「事	2 原子力事業を所管する事業所の長(HTR保安管理要領に定める者をいい、	
		(1)
業所の長」という。)は、 <u>社長より委任された責任と権限に基づき、HTR施設等に</u> 係る保安管理及び品質保証活動の全般に関する経営責任を負う。		
<u> </u>	理及び品質保証活動の <u><削除></u> 経営責任を負う。	
	(保安・品質保証教育)	
第12条 管理グループ長は、廃止措置計画に基づく第2段階において、放射線作業に従事	第12条 管理グループ長は、廃止措置計画に基づく第2段階において、放射線作業に従事	
する者(以下、「放射線業務従事者」という。)、HTR施設等の保安管理業務に従事		
する管理グループ員及び工事に従事する工事グループ員に対して、表1に掲げる保		
安・品質保証教育実施方針に示す教育内容につき、新たに業務に従事する前に実施し、	安・品質保証教育実施方針に示す教育内容につき、新たに業務に従事する前に実施し、	
継続者に対しては、実施計画を毎年計画し、年1回以上行わなければならない。	継続者に対しては、実施計画を毎年計画し、年1回以上行わなければならない。	
2 管理グループ長は、実施方針と実施計画について、王禅寺センタ長、品質保証責任		(3)
者、及び廃止措置主任者の同意を得なければならない。	任者の審査並びに王禅寺センタ長の承認を受けなければならない。	(-)
3 管理グループ長は、保安・品質保証教育の実施結果を王禅寺センタ長、品質保証責		
任者、及び廃止措置主任者に報告しなければならない。	任者、及び廃止措置主任者に報告しなければならない。	
<削除>	< 削除 >	
<u> </u>		
(保安訓練)	(保安訓練)	
第13条 管理グループ長は、毎年度、HTR施設等の保安管理に係る業務を行う者に対し、	第13条 管理グループ長は、毎年度、HTR施設等の保安管理に係る業務を行う者に対し、	
施設に係る事故の非常事態を想定した保安訓練について、保安訓練計画を作成し、実	施設に係る事故の非常事態を想定した保安訓練について、保安訓練計画を作成し、実	
施しなければならない。	施しなければならない。	
2 管理グループ長は、保安訓練計画について王禅寺センタ長及び廃止措置主任者の同	2 管理グループ長は、保安訓練計画について廃止措置主任者の審査及び王禅寺センタ	(3)
<u>意を得な</u> ければならない。	<u>長の承認を受けな</u> ければならない。	
3 管理グループ長は、保安訓練の実施結果を王禅寺センタ長及び廃止措置主任者に報	3 管理グループ長は、保安訓練の実施結果を王禅寺センタ長及び廃止措置主任者に報	
告しなければならい。	告しなければならい。	
(管理区域内における特別措置)	(管理区域内における特別措置)	
	第19条 管理グループ長は、管理区域のうち、次の区域について、壁、フェンス、標識等	
により他の場所と区分し、当該区域への放射線業務従事者の立入時間を制限するなど		
の指示を与えなくてはならない。	の指示を与えなくてはならない。	
(1)表4に掲げる放射線業務従事者の線量限度を超え、又は超えるおそれのある区域。	(1)表4に掲げる放射線業務従事者の線量限度を超え、又は超えるおそれのある区域。	
(2) 表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、告示に定める管理区域に係る値を超		
え、又は超えるおそれのある区域。	え、又は超えるおそれのある区域。	
2 前項に係る特別措置において、次の各号の手順に従って行わなければならない。	2 前項に係る特別措置において、次の各号の手順に従って行わなければならない。	
(1) 管理グループ長は、当該区域の区分け、立入制限等の措置を講ずるとともに、王		
禅寺センタ長に報告する。	禅寺センタ長に報告する。	

補正前(令和2年9月28日付けHR20-175日)	補正後 [補正箇所のみ記載。(2重下線は今回の補正箇所を示す)]	補正の理由
	王禅寺センタ長は、廃止措置主任者、本部の長及び事業所の長に報告し、廃止措	=:
	 置主任者より保安に係る指示を受け、その措置を講ずる。	
(3) 管理グループ長は、当該区域の区分け、立入制限等を解除するときは、王禅寺セ (3)	 管理グループ長は、当該区域の区分け、立入制限等を解除するときは、王禅寺セ	
ンタ長にその旨を連絡する。	ンタ長にその旨を連絡する。	
(4) 王禅寺センタ長は、当該区域の区分け、立入制限等を解除するときは、 <u>廃止措置</u> (4)	王禅寺センタ長は、当該区域の区分け、立入制限等を解除するときは、 <u>廃止措置</u>	
<u>主任者</u> 、本部の長及び事業所の長に連絡し、 <u>廃止措置主任者</u> の <u>同意</u> を得る。	<u>主任者</u> 、本部の長及び事業所の長に連絡し、 <u>廃止措置主任者</u> の <u>了解</u> を得る。	(3)
(放射線作業計画及び管理) (放射線作業計画及び管理) (放射線化	F業計画及び管理)	
第24条 管理グループ長は、放射性廃棄物の取扱等の放射線作業(以下「放射線作業」と 第24条	管理グループ長は、放射性廃棄物の取扱等の放射線作業(以下「放射線作業」と	
いう。第29条の巡視及び第30条の点検を除く。)を行う場合、 <u>当該作業における</u> い	う。第29条の巡視及び第30条の点検を除く。)を行う場合、 <u>当該作業における</u>	
線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記線	<u> </u>	
載した放射線作業計画書を作成し、王禅寺センタ長及び廃止措置主任者の同意を得な 載し	た放射線作業計画書を作成し、廃止措置主任者の審査及び王禅寺センタ長の承認	(3)
ければならない。 <u>を</u> 受	<u></u> <u>とけな</u> ければならない。	
(1) 作業期間 (1)	作業期間	
(2) 作業者氏名 (2)	作業者氏名	
(3) 作業内容 (3)	作業内容	
(4) 作業場所 (4)	作業場所	
(5) 汚染拡大の防止、線量の低減化、放射性廃棄物の低減化等の放射線防護上の措置 (5)	汚染拡大の防止、線量の低減化、放射性廃棄物の低減化等の放射線防護上の措置	
(6) その他必要な事項 (6)	その他必要な事項	
2 <u>廃止措置主任者</u> は、前項の <u>同意</u> を行う場合には、作業内容等を検討し、放射線防護 2 <u>房</u>	<u>工措置主任者</u> は、前項の <u>審査</u> を行う場合には、作業内容等を検討し、放射線防護	(3)
上の指示を与えなくてはならない。)指示を与えなくてはならない。	
3 管理グループ長は、第1項の放射線作業計画に係る放射線作業の実施に当っては、 3 管	管理グループ長は、第1項の放射線作業計画に係る放射線作業の実施に当っては、	
当該計画書に従って作業を行なわなくてはならない。 当該	変計画書に従って作業を行なわなくてはならない。	
4 管理グループ長は、作業終了後、放射線作業実施報告を王禅寺センタ長及び <u>廃止措</u> 4 管	管理グループ長は、作業終了後、放射線作業実施報告を王禅寺センタ長及び <u>廃止措</u>	
<u>置主任者</u> にしなければならない。 <u>置</u>	<u>E任者</u> にしなければならない。	
(線量当量率等測定により異常を認めた場合の措置) (線量当量	量率等測定により異常を認めた場合の措置)	
第26条 管理グループ長は、前条第1項から第3項に係る測定値を、表6の右欄に掲げる 第26条	管理グループ長は、前条第1項から第3項に係る測定値を、表6の右欄に掲げる	
管理目標値を超えないよう管理しなければならない。 管理	里目標値を超えないよう管理しなければならない。	
	管理グループ長は、前条第4項に係る測定値を、告示に定める濃度限度以内に管理 はければならない。	
	管理グループ長は、第1項の管理目標値又は第2項の濃度限度を超える異常が認め 	
	1た場合には、立入制限又は作業中止の指示をして速やかにその原因を調査し、異	
	解除のための処置を講じ、その旨を王禅寺センタ長に報告しなければならない。	
	E禅寺センタ長は、第1項から第3項の異常について、廃止措置主任者、本部の長	
	ド事業所の長に報告し、 <u>廃止措置主任者</u> の保安のための指示に係る処置を講じなけ	
	だならない。	
	管理グループ長は、原因を究明し異常解除をするときは、王禅寺センタ長にその旨	
	単絡しなければならない。	
6 王禅寺センタ長は、異常解除に当たって、 <u>廃止措置主任者</u> 、本部の長及び事業所の 6 3	三禅寺センタ長は、異常解除に当たって、 <u>廃止措置主任者</u> 、本部の長及び事業所の	

補正前(令和2年9月28日付けHR20-175B)	補正後 [補正箇所のみ記載。(2重下線は今回の補正箇所を示す)]	補正の理由
長に連絡し、 <u>廃止措置主任者</u> の <u>同意</u> を得なければならない。	長に連絡し、 <u>廃止措置主任者</u> の <u>了解</u> を得なければならない。	(3)
(HTR施設等の異常発見時の措置)	(HTR施設等の異常発見時の措置)	
	第33条 管理グループ長は、第29条の巡視、第30条の点検及び第32条の定期事業者	
検査において異常を発見した場合(放射線測定器に係る異常を発見した場合を除く)		
には、直ちに王禅寺センタ長に報告するとともに、必要に応じて応急の措置を講じな		
ければならない。	ければならない。	
2 王禅寺センタ長は、前項の異常のうち、放射性廃棄物の安全保管に係る異常につい	2 王禅寺センタ長は、前項の異常のうち、放射性廃棄物の安全保管に係る異常につい	
て、品質保証責任者、廃止措置主任者、本部の長及び事業所の長に報告し、廃止措置	て、品質保証責任者、廃止措置主任者、本部の長及び事業所の長に報告し、廃止措置	
<u>主任者</u> の保安のための指示に係る処置を講じなければならない。	<u>主任者</u> の保安のための指示に係る処置を講じなければならない。	
3 管理グループ長は、原因を究明し正常に復帰したときは、王禅寺センタ長にその旨	3 管理グループ長は、原因を究明し正常に復帰したときは、王禅寺センタ長にその旨	
を連絡しなければならない。	を連絡しなければならない。	
4 王禅寺センタ長は、第3項のうち第2項に係る異常についての正常復帰について	4 王禅寺センタ長は、第3項のうち第2項に係る異常についての正常復帰について	
は、品質保証責任者、廃止措置主任者、本部の長及び事業所の長に連絡し、廃止措置	は、品質保証責任者、 <u>廃止措置主任者、</u> 本部の長及び事業所の長に連絡し、 <u>廃止措置</u>	
<u>主任者の同意</u> を得なければならない。	<u>主任者の了解</u> を得なければならない。	(3)
(修理・改造等)	(修理・改造等)	
第35条 管理グループ長は、HTR施設等の修理、改造等を行なおうとする場合は、次の	第35条 管理グループ長は、HTR施設等の修理、改造等を行なおうとする場合は、次の	
各号に掲げる事項を記載した修理・改造等計画書を作成し、 <u>廃止措置主任者の同意</u> 及	各号に掲げる事項を記載した修理・改造等計画書を作成し、廃止措置主任者の審査及	(3)
び王禅寺センタ長の承認を得て実施しなければならない。	び王禅寺センタ長の承認を得て実施しなければならない。	
(1) 修理、改造等を行なおうとする施設名、設備、機器名称	(1) 修理、改造等を行なおうとする施設名、設備、機器名称	
(2) 修理、改造等予定年月	(2) 修理、改造等予定年月	
(3) 修理、改造等予定の内容	(3) 修理、改造等予定の内容	
2 管理グループ長は、第1項の修理、改造等が終了したときは、王禅寺センタ長、 <u>廃</u>	2 管理グループ長は、第1項の修理、改造等が終了したときは、王禅寺センタ長、 <u>廃</u>	
<u>止措置主任者</u> に報告しなければならない。	<u>止措置主任者</u> に報告しなければならない。	
3 王禅寺センタ長は、第1項の修理、改造等が、原子炉等規制法による許可、設工認	3 王禅寺センタ長は、第1項の修理、改造等が、原子炉等規制法による許可、設工認	
及び廃止措置計画の変更が必要な時、又は放射性廃棄物の安全保管に関わる場合は、	及び廃止措置計画の変更が必要な時、又は放射性廃棄物の安全保管に関わる場合は、	
修理・改造等計画書についてHTR安全委員会に諮り、本部の長の承認を得て実施し	修理・改造等計画書についてHTR安全委員会に諮り、本部の長の承認を得て実施し	
なければならない。	なければならない。	
4 管理グループ長は、前項の修理、改造等が終了したときは、王禅寺センタ長、 <u>廃止</u>	4 管理グループ長は、前項の修理、改造等が終了したときは、王禅寺センタ長、 <u>廃止</u>	
<u>措置主任者</u> 、本部の長に報告しなければならない。	<u>措置主任者</u> 、本部の長に報告しなければならない。	
<u>(維持管理目的の機器の交換について)</u>	<u><削除></u>	(2)
第35条の4 管理グループ長は、第33条のHTR施設等の異常発見時の措置を講じる場		
合、第35条の修理・改造等を行う場合、第35条の2の工事等を行う場合において、		
供用期間中に施設の設工認又は廃止措置計画の認可を受けた機器等であって、廃止措		
置期間中のうちその機能を維持すべき期間に生じた当該機器の交換にあっては、既設		
機器の同等品もしくは同等品以上の性能を有するものへ交換しなければならない。		
]	<u> </u>

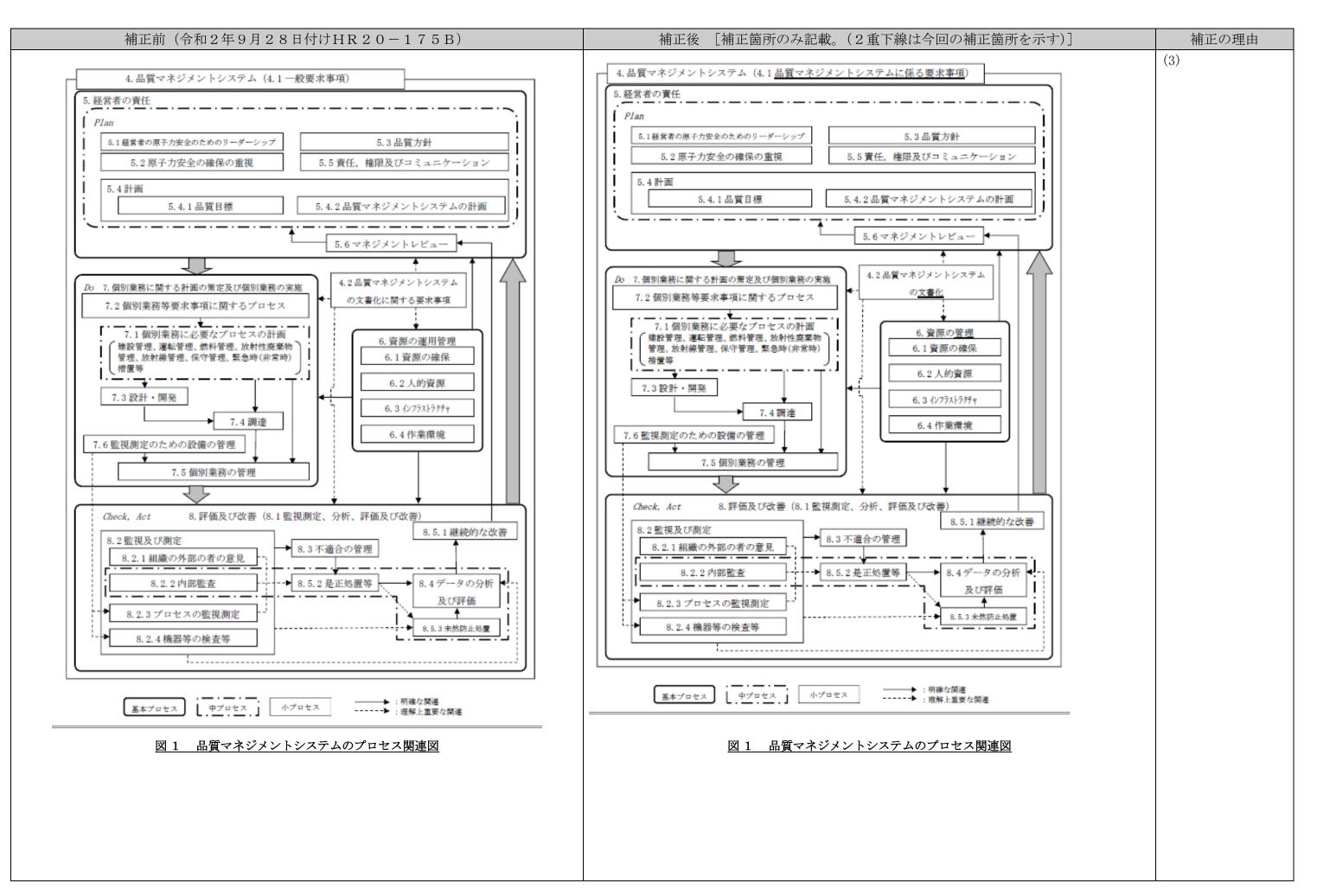
補正前(令和2年9月28日付けHR20-175B)	補正後 [補正箇所のみ記載。(2重下線は今回の補正箇所を示す)]	補正の理由
(非常時の組織)	(非常時の組織)	1114
	第36条 非常時においては、王禅寺センタ長が責任者となり非常時の組織を編成し、以下	
の活動の指揮にあたる。王禅寺センタ長が不在の時は、管理グループ長がその任を代		
	 (1) 通報及び連絡	
	(2) 被害の拡大防止	
(3) 放射線測定	(3) 放射線測定	
_(4) 避難誘導、救援・救助、医療活動、消火活動等の応急対策	(4) 避難誘導、救援・救助、医療活動、消火活動等の応急対策	
(5) 復旧対策	(5) 復旧対策	
(6) 事態収束後の非常時の組織の解除		
2 王禅寺センタ長は、規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象が発生した	2 王禅寺センタ長は、規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象が発生した	
場合は、本部の長及び事業所の長を通じ、社長へ報告しなければならない。	場合は、本部の長及び事業所の長<削除>へ報告しなければならない。	(1)
ホ)次の変更は、令和3年4月1日より施行する。	ホ)次の変更は、令和3年4月1日より施行する。(令和3年3月31日までの期	(3)
・表4 (目の水晶体に係る線量限度 (管理値))	間は変更前の記載を適用する。)	
- 表 5 (目の水晶体に係る管理目標値)	・表4(目の水晶体に係る線量限度(管理値))	
	・表5 (目の水晶体に係る管理目標値)	



補正	前(令和2年9	月28日付け	HR 2 0 – 1 7 5 B)	補正後 [2	補正箇所のみ記	已載。(2重下約	線は今回の補正箇所を示す)]	補正の理由
表8. 定期事業者検査に係る維持管理(規定第30条、第32条関係)				表8. 定期事業者検査に係る維持管理(規定第30条、第32条関係)				
施設区分(※1)	設備等の区分		検査種類	施設区分(※1)	設備等の区分		検査種類	
原子炉本体	生体遮蔽コン (炉心部充場 ト含む)	クリート [コンクリー	外観検査	原子炉本体	生体遮蔽コン (炉心部充均 ト含む)	<u>クリート</u> 真コンクリー	外観検査	
放射線管理施設	サーベ <u>ー</u> イ メータ	表面汚染測 定器 (β線 用)(※3) 空間線量率	日本産業規格に基づく校正の記録確認	放射線管理施設	サーベイメ <u>ータ</u>	表面汚染測 定器 (β線 用)(※3) 空間線量率		(3)
<u>(% 2)</u>		測定器 (γ 線用) ダストサン プラ	同上	<u>(%2)</u> <u>(%4)</u>	<u>その他の放</u> 射線測定装 置	測定器 (γ 線用) ダストサン プラ	<u>同上</u> <u>同上</u>	
原子炉格納施設	原子炉建屋外原子炉室 (固体廃棄物	の廃棄施設)	外観検査 保管容量が確保されていることの 確認	原子炉格納施設	+	の廃棄施設)	外観検査 保管容量が確保されていることの 確認	
専ら廃止措置期間中 に供する施設	<u>自動火災報知消火ポンプ、</u> 防火水槽 高圧受電設備	消火器	消防法に基づく点検の記録確認同上電気事業法に基づく点検の記録確	専ら廃止措置期間中 に供する施設	<u>自動火災報知消火ポンプ、</u> 防火水槽 高圧受電設備	消火器	消防法に基づく点検の記録確認同上電気事業法に基づく点検の記録確	
※1:廃止措置計画※2:第30条の点検※3:検出限界値は線ない放射性物質で0.4	・校正の対象 量限度告示に気	ど められる管理	翌 図	 ※1:廃止措置計画 ※2:第30条の点榜 ※3:検出限界値は終ない放射性物質で0.4 ※4:保有数量は以下表面汚染測定器(β 級 空間線量率測定器(γ ダストサンプラ 	・校正の対象 是量限度告示に Bq/cm ²)を起 の通り。 1月) 2台	定められる管理	図 図 図 図 図 図 図 図 図 図	(3)

補正前	「(令和2年9月28日付け	HR 2 0 - 1 7 5 B)		前正箇所のみ記載	載。(2重下線		補正の理由
施行の時期は、付則ハ)		,	施行の時期は、付則ハン		<i>,,</i> 10 (<u> </u>	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
表8. 定期事業者検査	に係る維持管理(規定 <u>第30</u>	<u>条、</u> 第32条関係)	表 <u>8</u> . 定期事業者検査	こ係る維持管理	! (規定 <u>第30</u>	<u>条、</u> 第32条関係)	
施設区分(※ <u>1</u>)	設備等の区分	検査種類	施設区分(※ <u>1</u>)	設備等の区分	•	検査種類	
原子炉本体	<u>生体遮蔽コンクリート</u> <u>(炉心部充填コンクリー</u> ト含む)	外観検査	原子炉本体	生体遮蔽コン (炉心部充場 ト含む)	<u>クリート</u> 真コンクリー	外観検査	
原子炉格納施設	原子炉建屋	外観検査	原子炉格納施設	原子炉建屋		外観検査	
	表面汚染測 定器 (β線 用)(※3) メータ 空間線量率	日本産業規格に基づく校正の記録 確認		サーベイメ	表面汚染測 定器 (β線 用)(※3)	日本産業規格に基づく校正の記録 確認	(3)
<u>放射線管理施設</u> <u>(※2)</u>	<u>測定器 (γ</u> <u>線用)</u>	同上	<u>放射線管理施設</u> _(※2)_(※4)_	<u>-9</u>	<u>空間線量率</u> <u>測定器(γ</u> <u>線用)</u>	同上	
	その他の放射線測定装置ダストサンプラ	同上		その他の放射線測定装置	<u>ダストサン</u> <u>プラ</u>	<u>同上</u>	
<u><削除></u>		口が売目がかけとしていてとしの	<u><削除></u>			口が応見が独切をしていてとしの	
専ら廃止措置期間中	第4倉庫(保管容量:200L ドラム缶換算 1200 本)	確認 <u>塗装の確認</u>			第4倉庫(保管容量:200L ドラム缶換算 1200本) 保管容量が確保されている 確認 <u>塗装の確認</u>	<u>塗装の確認</u>	
	第5倉庫(保管容量:200L ドラム缶換算 600 本)	保管容量が確保されていることの 確認 <u>塗装の確認</u> 建屋の外観検査	専ら廃止措置期間中	第5倉庫(保管) おおおお (保管) おおり (保管) はいませい (保管) はいました。		保管容量が確保されていることの 確認 <u>塗装の確認</u> 建屋の外観検査	
に供する施設	自動火災報知設備	消防法に基づく点検の記録確認	に供する施設	自動火災報知		消防法に基づく点検の記録確認	
	消火ポンプ、消火器	同上		消火ポンプ、	消火器	同上	
	防火水槽 高圧受電設備	同上 電気事業法に基づく点検の記録確 認		防火水槽 高圧受電設備	ĵ	同上 電気事業法に基づく点検の記録確 認	
	<u><削除></u>			<削除>			
	文 表 5 の記載を引用		※ 1:廃止措置計画 2		記載を引用		
※2:第30条の点検・			※2:第30条の点検		and the same		
※3:検出限界値は線量限度告示に定められる管理区域に係る基準の 1/10 (α線を放出し							-
<u>ない放射性物質で 0.4 B</u>	Sq/cm ²) を超えないこと	<u>ない放射性物質で $0.4 \; \mathrm{Bq/cm^2}$) を超えないこと</u> ※ $4:$ 保有数量は以下の通り。				(0)	
			Δ Δ : 休有数単は以下の表面汚染測定器 (β 線)				(3)
			<u> </u>				
	ダストサンプラ 1台						
							」

補正前(令和2年9月28日付けHR20-175B)	補正後 [補正箇所のみ記載。(2重下線は今回の補正箇所を示す)]	補正の理由
	1.目的	1110-20-0-221-7
本品質マネジメントシステム計画は、HTR施設等の安全を達成・維持・向上させるた	本品質マネジメントシステム計画は、HTR施設等の安全を達成・維持・向上させるた	
め、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及	め、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及	
び同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に従って、HTR施設等における	び同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に従って、HTR施設等における	
保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)	保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)	(0)
を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、安全文化 <u>および</u> 安全のため のリーダーシップによって原子力の安全を確保することを目的とする。	を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、安全文化及び安全のための リーダーシップによって原子力の安全を確保することを目的とする。	(3)
<u>のサーク・フックによりで原す力の女主を確保することを自動とする。</u>	<u>グ・グ・マックによって原す力の女主を確保することを自助とする。</u>	



補正前(令和2年9月28日付けHR20-175B)	補正後 [補正箇所のみ記載。(2重下線は今回の補正箇所を示す)] 補正の理由	3			
麦1 品質マネジメントシステム文書体系	表1 品質マネジメントシステム文書体系				
文書名	文書名				
1次文書 HTR保安規定 品質マネジメントシステム計画	1次文書 HTR保安規定 品質マネジメントシステム計画				
2次文書 品質方針(4.2.1(1))	2次文書 品質方針(4.2.1(1))				
品質目標(4.2.1(1))	品質目標(4.2.1(1))				
<u>HTR品質マニュアル(4.2.1(2))</u>	<u>HTR品質マニュアル(4.2.1(2))</u>				
3 次 文 書 4.2.1(3)に関する文書	3 次 文 書 4.2.1(3)に関する文書				
(*) 4.2.1(4)として文書・記録に関する手順書	(*) <u>4.2.1(4)として文書・記録に関する手順書</u>				
4.2.1(4)として不適合管理、是正処置等および未然	4.2.1(4)として不適合管理、是正処置等及び未然防 (3)				
防止処置に関する手順書	止処置に関する手順書				
4.2.1(4)として内部監査に関する手順書	4.2.1(4)として内部監査に関する手順書				
*: 具体的な文書名は文書・記録に関する手順書であるHTR文書作成・管理規準に記載	*:具体的な文書名は文書・記録に関する手順書であるHTR文書作成・管理規準に記載				
5. 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任				
5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ				
<u>社長</u> は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメン	<u>事業所の長は、経営責任者として、</u> 原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責 (1)				
トシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に	任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を				
<u>掲げる業務を事業所の長に委任し</u> 実施 <u>させる</u> ことによつて実証する。	<u>維持していることを、次に掲げる業務を<削除>実施することによつて実証する。</u> (1)				
<u>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</u>	5.5 責任、権限及びコミュニケーション				
5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限				
社長は、事業所の長に、部門及び要員の責任(担当業務に応じて組織内の内外に対し、業務の内容について説明する事任な合む。)及び接限するに対明相互関の業務の手	事業所の長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて組織内の内外に対し業務の(1)				
<u>し業務の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手</u> 順な字めなけ、関係する両島が毒任な時。て業務な業行できるようにする。					
<u>順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</u>	<u>させ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</u>				
	5.5.4 組織の内部の情報の伝達				
社長及び事業所の長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されて	<削除>事業所の長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されて (1)				
いるようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に					
伝達されるようにする。	- G達されるようにする。				
<u> </u>	世組みとして、以下の会議等を設置する。				
7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス				
	保安管理組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。				
(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項					
(2) <u>関係法令</u>	(2) <u>関係法令</u>				
(3) <u>a)b)</u> に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	(3) (1)(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項 (3)				

補正前(令和2年9月28日付けHR20-175B)	補正後 [補正箇所のみ記載。(2重下線は今回の補正箇所を示す)]	補正の理由
7.4 調達	7.4 調達	
7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	
(1)保安管理組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品など」という。)が、自ら	(1)保安管理組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規	(3)
規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合	定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合す	
<u>するようにする。</u>	<u>るようにする。</u>	
(2)保安管理組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等	(2)保安管理組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等	
に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品	に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品	
については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品	については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品	
が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程	が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程	
度を定める。	度を定める。	
(3)保安管理組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠と	(3)保安管理組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠と	
して調達物品等の供給者を評価し、選定する。	して調達物品等の供給者を評価し、選定する。	
(4)保安管理組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)保安管理組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	
(5)保安管理組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に	(5)保安管理組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に	
<u>係る記録を作成し、これを管理する。</u>	係る記録を作成し、これを管理する。	
(6)保安管理組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な	(6)保安管理組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な	
調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用	調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用	
<u>に必要な技術情報(HTR施設等の保安に係る者に限る。)の取得及び当該情報を他</u>	<u>に必要な技術情報(HTR施設等の保安に係るもの</u> に限る。)の取得及び当該情報を	(3)
の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	
<u>7.5.5</u> 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	
保安管理組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求	保安管理組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求	
事項に適合するように管理(識別標示、取り扱い、放送、保管及び保護を含む。)する。	事項に適合するように管理(識別標示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	(3)